

議会運営委員会記録

○開催日時

平成28年11月21日 午前10時～午前10時58分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	今塩屋 裕 一	委員	福元 光 一
副委員長	持原 秀 行	委員	徳永 武 次
委員	杉 藪 道 朗	委員	成川 幸太郎
委員	永山 伸 一	委員	帯田 裕 達
委員	宮里 兼 実		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 新原 春 二

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 大田黒 博

○その他議員（2人）

議員 井上 勝 博 議員 坂口 健 太

○説明のための出席者

総務部長	田代 健 一	商工観光部長	古川 英 利
総務課長	平原 一 洋	観光スポーツ対策監	坂元 安 夫
文書法制室長	堀ノ内 孝		
財政課長	今井 功 司	建設部長	泊 正 人
危機管理監	中村 真		
		教育部長	中川 清
企画政策部長	末永 隆 光		
		水道局長	新屋 義 文
市民福祉部長	春田 修 一		
		選挙管理委員会事務局長	森園 一 春
農林水産部長	橋口 誠		
六次産業対策監	小柳津 賢 一	議会事務局長	田上 正 洋
		議事調査課長	道場 益 男

○事務局職員

事務局長	田上 正 洋	主幹兼管理調査グループ長	久保 淳 一
議事調査課長	道場 益 男	管理調査グループ員	榎 並 淳 司
課長代理	瀬戸口 健 一	議事グループ員	柳 裕 子
主幹兼議事グループ長	久米 道 秋		

○審査事件等

- 1 今期定例会の会期及び会期日程（案）について
 - 2 今期定例会に付議される議案等について
 - (1) 提出議案等の概要説明
 - (2) 議案等の審議方法について
 - 3 選挙管理委員及び補充員の選挙について
 - 4 会派結成に伴う議会運営委員会委員の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（今塩屋裕一）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶、お願いいたします。

○議長（新原春二）皆様おはようございます。臨時会、それぞれお疲れさまでございました。皆様方の御協力の中で、無事、議会のほうのスタッフもきちんとして、薩摩川内市議会としてのスタートを切ったところであります。そしてまた、この二、三日、それぞれイベントがありまして、それぞれ参加をしていただきまして、ありがとうございました。そして、また各地のいろいろなイベントにも顔を出していただきまして、ありがとうございました。

今議会運営委員会につきましては、第5回の定例会の日程並びに、いろいろな議案の審議をしていただきます。それと同時に、もろもろありますが、会派の取り扱い、運営委員会の取り扱いについて、それからまたもう一つ大きな点につきましては、後ほどまた説明しますが、反問権についての議論をさせていただきたいということで、資料提起もしてありますので、どうかよろしくお祈りします。

第5回の定例会の日程も決まっておりますので、どうか審議をしていただきまして、第5回定例会がスムーズにいきますように、よろしくお祈りいたします。

△今期定例会の会期及び会期日程（案）について

○委員長（今塩屋裕一）まず、今期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題とします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。資料1-1、平成28年第5回市議会定例会会期及び会期日程（案）をごらんください。

まず会期は、11月30日から12月22日までの23日間です。会期日程は、11月30日の本会議で議案説明、翌12月1日午後

3時に質問通告締め切り、質問予定者数については資料1-2のとおり最大で12人となっておりますので、3日間で質問者を割り振ることとし、12月9日及び12日の本会議で総括質疑並びに一般質問を行い、13日の本会議では総括質疑並びに一般質問、その後、議案説明及び議案等付託、休会中の15日に総務文教委員会と企画経済委員会を、16日に市民福祉委員会と建設水道委員会を開催願ひ、19日は委員会予備日としてはいかがかと考えます。さらに、22日の本会議では付託事件等審査結果報告を予定してはいかがかと考えます。

また、今後の議運の開催予定ですが、中日議運が12月12日の本会議終了後に、最終日の議運が12月22日の午前9時からそれぞれ予定されています。

以上です。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。今期定例会の会期及び会期日程（案）については、説明のとおりすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会の会期及び会期日程（案）についての審査を終了いたします。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（今塩屋裕一）次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題とします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2-1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

提出予定議案は一般議案15件、補整予算議案11件の計26件であります。

次に、資料2-2付議事件一覧をごらんください。

議案第160号は、遊休公共施設等利活用促進条例の一部改正であり、閉校跡地等の有効活用のため、新たな奨励措置として増築等助成金、固定資産税課税免除及び利活用促進補助金を定めるほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第161号は、税条例等の一部改正であり、地方税法の一部改正に伴い、修正申告書の提出又は納付税額の増額更正があった場合における延滞金の計算期間の規定を整備するとともに、所得税法等の一部改正に伴い、特例適用利子等の額又は特例適用配当等の所得に係る分離課税の規定を整備するほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第163号は、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業総合防災センター新築（建築）工事について、記載のとおり工事請負契約を締結しようとするもの。

議案第164号は、財産の取得議案であり、教育環境整備のため、記載のとおり教育用コンピューターを取得しようとするものであり、以上の4件は12月15日の総務文教委員会に。

2ページをごらんください。

次に、議案第165号は、基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正であり、大学生等の市内就業促進のために実施する奨学金返還支援事業の財源に充てるため、奨学金返還支援基金を設置しようとするもの。

議案第166号は、ゴールド集落活性化条例の一部改正であり、同活性化条例が来年3月31日限りで失効するため、3年間の期間延長を行おうとするもの。

議案第167号は、財産の無償譲渡議案であり、既に用途廃止されている4集会所の土地及び建物について、記載のとおり市比野地区コミュニティ協議会の活動拠点として無償譲渡しようとするもの。

議案第168号は、祁答院グラウンドに係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き有限会社南九州レンタル設備を指定しようとするもので、以上の4件は12月15日の企画経済委員会に。

次に、議案第162号は、国民健康保険税条例の一部改正であり、所得税法等の一部改正に伴い、市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額等を含めようとするもの。

3ページをごらんください。

議案第169号は、へき地保育所条例の一部改正であり、本市へき地保育所について子ども・子育て支援法に基づく特例保育施設に移行させると

ともに、一時預かり保育の実施を定め保育料の改定を行うほか、所要の規定整備を図ろうとするもので、以上の2件は12月16日の市民福祉委員会に。

次に、議案第170号は、公の施設に係る指定管理者の指定議案であり、久見崎公園の指定管理者として新たに滄浪地区コミュニティ協議会を指定しようとするもの。

議案第171号は、宮崎町地内の市道1路線を新たに市道認定しようとするもの。

議案第172号は、市営住宅条例の一部改正であり、老朽化の著しい水引東住宅2棟6戸について用途廃止しようとするもの。

議案第173号は、一般住宅条例の一部改正であり、教職員住宅から一般住宅へ用途変更する湯田内門一般住宅1棟1戸について、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第174号は、公共下水道宮里浄化センターポンプ棟建設工事について、記載のとおり工事委託に関する基本協定を締結しようとするもので、以上の5件は12月16日の建設水道委員会に、それぞれ付託してはとを考えます。

なお、今期定例会に提出される指定管理者の指定議案及び財産の無償譲渡議案につきましては、今後各議員に文書で照会するなど、除斥対象議案かどうかの確認を行うこととなります。

また、その際、本会議初日においては、除斥対象議案を除く議案を一括議題として提案理由説明を受け、除斥対象議案は別途1件ずつ議題として提案理由説明を受けることとなります。

さらに、総括質疑、また最終日の委員長報告及び採決についても同様の取り扱いとなります。

次に、議案第175号については、平成28年度の一般会計補正予算であり、各常任委員会に分割付託してはと考えます。

また、議案第176号から4ページの185号までの10件は、平成28年度の各特別会計補正予算であり、それぞれ記載のとおり各常任委員会に付託してはと考えます。

次に、今後、提出予定議案ですが、中日に一般議案4件、予算関係議案11件の提出が予定されているようです。また、最終日に選挙管理委員及び補充員の選挙を予定しております。詳細は後ほど御説明いたします。

以上です。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明はありますか。

○財政課長（今井功司）それでは、今市議会定例会に上程いたします第6回補正予算について御説明をいたします。

別冊となっております平成28年度薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書（第6回補正）の予算書を御準備いただきたいと思っております。

まず202ページでございます。

各会計歳入歳出予算額調べの表になります。今回の補正は一般会計と10特別会計の補正となっております。一般会計の補正額は、14億2,983万2,000円の増額、補正後の額を556億7,283万4,000円とするものであり、特別会計はごらんとおりでございます。

まず、特別会計の主な補正内容について御説明いたします。特別会計では、温泉給湯事業、天辰第一地区及び入来温泉場地区土地区画整理事業、国民健康保険直営診療施設勘定、介護保険事業の特別会計において、一般会計と同様、職員異動等に伴います一般職員給与費の調整を行ったほか、簡易水道事業、公共下水道事業、天辰第一地区及び入来温泉場地区土地区画整理事業において公債費の調整を、また各会計において実施見込み等によります事業費の増減調整や国庫支出金と清算返納金の確定に伴います増減調整を行っております。

では、一般会計につきまして補正の予算の概要を御説明いたしますので、204ページでございます。歳出目的別の表でございます。まず議会費では、議会管理費において職員異動等に伴う一般職員給与等の調整を行っております。また、今回の補正では各一般会計の各費目におきまして、同様に一般職員異動等に伴います一般職員給与等の調整を行っておりますが、67ページ以降に給与費明細書をお示ししておりますので、各費目における給与費の説明は省略させていただきます。

それでは続きます。総務費でございます。総務費では、財産一般管理費及び企画開発費において、国債等の運用で生じた益金相当額を財政調整基金及び地域活性化基金に積み立てる経費を増額したほか、定住促進対策事業費において、企業版ふるさと納税を活用し、来年度から実施予定の奨学金返還制度の財源確保のための基金積立金を計上し、防犯対策費において本市空き家等対策計画に基づ

く、訪問実態調査に係る経費を計上しております。

民生費では、臨時福祉給付金給付事業費において国の2次補正予算に伴い、給付金や事務経費を増額し、障害者（児）自立支援事業費及び障害児通所支援事業費において、実施事業メニューの増等に伴います扶助経費を増額し、保育所運営費において処遇改善加算や利用者の増等に伴い、扶助費を増額しております。

衛生費では、地域医療対策費において、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計での財源調整により、繰出金を減額し、国民健康保険対策費において執行見込みによります療養給付費等の増減調整により繰出金を減額し、後期高齢者医療対策費においては確定に伴います鹿児島県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算返納金を計上しているところでございます。

労働費では、労働者福祉対策費において、新卒者等就労支援事業奨励金を実績見込みにより増額し、農林水産業費では、農業振興育成事業費において農地中間管理機構に農地の貸し付けを行う地域及び個人に対し交付いたします協力金を計上し、市単土地改良事業費において農道の事故防止利便性を高めるための舗装等の整備に係る経費を増額し、農業施設負担金補助金及び林業振興育成費において、国の2次補正予算に伴い、多面的機能支払い交付金及び鳥獣被害防止緊急捕獲対策に係る経費を増額しております。

商工費では、商工振興費において実施見込みにより総合支援事業補助金を増額し、コミュニティバス等運行対策費において、広域的基幹的な路線バスの運行確保のための国、県、市によります協調補助額の確定により補助経費を計上し、シティセールスプロモーション事業費において企業版ふるさと納税寄附金を活用して、旅・食・品を絡めた販売戦略を展開するための電子商取引事業の構築準備にかかります経費を計上しております。

土木費では、道路維持費において、繰越明許費を活用した15カ月執行予算として工事請負費等を増額し、駅前白和線整備事業費及び中郷五代線整備事業費において国庫補助内示による事業費の減額調整を行い、公園管理事業費において川内市街部かわまちづくり事業に係るトイレ及び該当整備に係る経費を計上し、公営住宅ストック総合改善事業費において、国の2次補正予算に伴い、市営住宅共用部分の改善に係る経費を増額しておりま

す。

消費費では、総合防災センター施設整備事業費において、国の2次補正予算に伴い、放射線防護機能整備、及び資機材整備に係る経費を増額しております。

教育費では、小学校扶助費において、実績見込みにより就学援助に係る経費を増額し、スポーツ施設管理費において、川内プールのろ過器の老朽化に伴います修繕経費等を増額しております。

災害復旧費では、現年公用公共施設災害復旧事業費において、本年度に発生した豪雨によります教職員住宅敷地法面の復旧にかかります経費を増額しております。

公債費では、長期債償還元金及び同利子におきまして、本年度の執行見込みにより減額調整しております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、203ページの歳入の表をごらんください。

市税では、市民税及び固定資産税において、調定及び収納実績の見込みにより増額をしているところでございます。

地方特例交付金及び地方交付税は、普通交付税等の本年度交付額の確定によりそれぞれ増額しております。

分担金及び負担金は、本年度から国が導入した幼児教育無償化により保護者の保育料負担金の減収見込みによります児童福祉負担金の減額調整であります。

国庫支出金及び県支出金では、補助事業の内示等により各補助金等を増減調整しております。

財産収入は、基金運用収入において財政調整基金及び地域活性化基金に係る国債等によります運用益金が生じたことにより計上するものであります。

寄附金では、総務費寄附金において企業版ふるさと納税寄附金及びふるさと納税寄附金を収入見込みにより、民生費寄附金において1件2万円を、教育費寄附金において2件110万円をいただきましたので、予算補正するものであります。

繰入金では、今後の財源対策として財政調整基金繰入金を減額したほか、市有施設保全基金、市民活動支援基金及び地域活性化基金において、事業費の確定等により繰入金を減額しております。

繰越金では、前年度繰越金の予算未計上額を今回補正の財源として全額計上しております。

諸収入では、雑入において一般コミュニティ助成事業の不採択により同助成金を減額し、消防緊急デジタル化事業に対します鹿児島市町村振興協会からの市町村交付金等を計上しているところであります。

市債では、県営事業負担金の増額に伴い、漁港整備事業債を増額し、駅前白和線整備事業及び中郷五代線整備事業の補助内示により、財源調整のため都市計画事業債を増額し、臨時財政対策債において本年度の起債可能額の確定に伴い、借入額を減額しております。

次に、継続費補正について御説明いたしますので、7ページでございます。

第2表継続費補正は、総合防災センター施設整備事業において、事業費の変更により全体事業費及び年割額の変更を行うものであります。

次に、繰越明許費について説明いたします。8ページでございます。

第3表繰越明許費は、10事業を設定するもので、今回補正計上いたしました国の2次補正予算関連の臨時福祉給付金給付事業や、15カ月執行予算の道路維持補修事業など、年度内の事業完了が見込めないため、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として設定しようとするものであります。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。9ページでございます。

第4表債務負担行為補正は、追加が2事業、変更が3事業であり、追加の2事業は来年度に更新時期を迎える指定管理に係るものであり、追加の3事業は今後の実施見込みによりごらんのとおり限度額を変更しようとするものであります。

10ページをごらんください。地方債補正でございます。

第5表地方債補正は、漁港整備事業及び都市計画事業において限度額を増額し、臨時財政対策債において限度額を減額するものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。それでは、今期定例会に付議される議案

等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時24分休憩

~~~~~

午前10時25分開議

~~~~~

[休憩中に選管事務局以外の当局職員退室]

○委員長（今塩屋裕一）ここで本会議に戻します。

△選挙管理委員及び補充員の選挙について

○委員長（今塩屋裕一）次に、選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）それでは、資料4をごらんいただきたいと思います。

選挙管理委員と補充員についての資料でございますけれども、別添写しのとおり任期満了に伴いまして、新たな委員等の選挙が必要となったものでございます。選挙管理委員を4名と補充員を4名選出していただくこととなります。

補充員につきましては、選挙管理委員が欠けたときにあらかじめ順位をつけた順に補充をしていくということになりますけれども、写しにありますが、現在補充員1名の方が空席、空欄となっております。これにつきましては、向井さんという方が補充により委員となったことによって、現在ここは空欄になっているものでございます。

この選挙につきましては、地方自治法第182条の規定に基づき、本会議において選挙を行う必要があるというものでございます。地方自治法の規定につきましては、資料4の点線囲みの中に記載をしているとおりでございます。

今後の進め方についてでございますが、12月12日、中日の議運がございますけれどもここで候補者の協議をしていただき、また選挙の方法について指名推薦とするのか、投票とするのかということで、御協議いただくことと予定しております。

最終本会議において、選挙となつてまいります。以上のようなスケジュールを考えているところでございますが、候補者の協議について少し具体的に説明したいと思いますので、協議会に切りかえていただければありがたいと思いますが。

○委員長（今塩屋裕一）ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時28分休憩

~~~~~

午前10時29分開議

~~~~~

○委員長（今塩屋裕一）ここで本会議に戻します。

ただいま説明がございましたが、質疑・意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑・意見はないと認めます。それでは、本件については資料のとおり取り扱うことで御承願います。

以上で、選挙管理委員及び補充員の選挙についてを終了いたします。

[選挙管理委員会事務局退室]

△会派結成に伴う議会運営委員会委員の取扱いについて

○委員長（今塩屋裕一）次に、会派結成に伴う議会運営委員会委員の取扱いについてを議題とします。

まず、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）それでは、資料5-1、5-2をごらんいただきたいと思います。

11月の15日に、会派結成届が社共の会から出されました。現在、社共の会につきましては16日付で脱原発の会ということで名称変更がされております。今回の会派結成に伴いまして、会派から選出していただいております議運の委員の選任数について再計算を行うこととなります。再計算につきましては、5-1の点線囲みにありますとおり、各定例会ごとに招集日前に再計算を行うものとされているものでございます。

今回、再計算を行いました結果が、資料5-2でございます。5-2の委員数の計算結果のところをごらんいただきたいと思いますが、新創会が3名、自民むつみ会が3名、新生会お一人、公

明党お一人、脱原発の会一人ということで9名となってくるものでございます。これまでの取り扱いと比較すると、新創会が4名から3名に、脱原発の会がゼロから1、その他の会派は異動はないという形で再計算の結果となります。

資料5-2の2番目に、委員の選出の手続について記載をしております。(1)で新創会から選出された委員におかれましては、1名について辞任届を提出いただくこととなります。また、脱原発の会からは候補者お一人の選出届を提出していただくこととなります。

その後でございます。議運において委員の選考をしていただき、12月定例会の初日、30日となりますけれども本会議において、議長指名という流れとなってきます。

今回のように、委員の構成に変更が生じることとなりますけれども、この場合においては委員会の同一性というもの、これは失われまいということで、会派から選出された正副委員長の辞任がない限りは互選を行う必要はないということで、これについて全国市議会議長会のほうにも確認をとっているところでございます。

次の、(3)でございます。次の議運ということで書いてございますが、こちらについては協議をして決めていただくことになろうかと思っております。今回の議運において開催日時等についての案でございますが、二案ございまして、本日この後、休憩をとっていただき、委員会を再開していただく案と、別途、議運を開催いただきまして、本会議の初日、9時に再度委員会を開催いただく案を二案示してございます。

こちらの違いにつきましては、辞任届と選任届の提出が速やかにできるかどうかということで、二案示してございます。速やかに提出がされるようであれば、このあと休憩をとっていただき委員会を再開していただき、委員の選考をしていただければという案でございます。

委員の選出が難しいようであれば、別途締め切りを設けまして、30日に改めて委員選考を行うという流れを資料で示したところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、資料の内容についての質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）資料の内容についての質疑、意見はないと認めます。

それでは、新創会から選出された委員のうち一人からの辞任届を、脱原発の会から候補者一人の選出届をそれぞれ提出していただくこととなりますが、この後速やかに提出することはできますか。

[「できます」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）それでは、この後、辞任届及び選出届の提出が可能ということですので、ここでしばらく休憩したいと思います。

なお、資料作成後、委員会を再開することとなりますので、委員の皆様は会派室で待機を願います。

それでは、ここで休憩しますけど、おおむねどれぐらいでしょう。

[「5分ぐらいあれば」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）それでは、40分から再開しますので、ここで休憩したいと思います。

~~~~~

午前10時35分休憩

~~~~~

午前10時43分開議

~~~~~

**○委員長（今塩屋裕一）**休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議会運営委員会委員については、お手元に配付のとおり選出されております。

ついては、議会運営委員会の委員は資料のとおりとすることで御異議ありませんか。(資料は巻末に添付)

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（今塩屋裕一）**御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、資料のとおりとすることに決定しました。なお、本会議において議長より指名されることとなりますので、御了承願います。

以上で、会派結成に伴う議会運営委員会委員の取り扱いについてを終了します。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時43分休憩

~~~~~

午前10時59分開議

~~~~~


○委員長（今塩屋裕一）ここで本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（今塩屋裕一）以上で議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）御異議がありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

【卷末資料】

議会運営委員会委員（案）

議 会 運 営 委 員 会 委 員 (案)

議 会 運 営 委 員 会	
脱原発の会	井 上 勝 博

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 今塩屋 裕一